

入所申込書類提出後の流れについて

(令和7年5月～令和8年3月入所申込用)

□ 第1希望の施設へ電話をして、お子さんの面接日時を予約してください

- お子さんの心身の発達状態を確認するため、保護者の皆様には、お子さんを連れて第1希望の施設で面接をしていただきます。
- 必ず第1希望の保育施設に電話をして面接日時を予約し、入所希望月の前月10日までに面接を受けてください。希望施設が複数の場合も面接は第1希望の施設だけです。
- 面接時は母子健康手帳（親子健康手帳）の持参をお願いします。
- 面接をしていない場合、申込みの手続きが進まなくなります。

□ 提出した書類の内容に変更があった場合は、保育課へ電話をしてください

- 申込書に記載した内容等に変更があった場合は、保育の必要性の優先度等に影響するため、必ず保育課へ電話をしてください。変更内容によっては追加で書類の提出が必要になります。
(変更内容の例)
 - 希望保育施設を変更したいとき（希望保育施設の追加や削除、順位の入替えなど）
 - 保護者の就労状況が変わったとき（勤務先・雇用期間・就労時間等の変更など）
 - 市外転出などで入所申込をする理由そのものが無くなったとき（入所申込のキャンセル）
 - 児童の保育状況が変わったとき（認可外保育施設の利用開始など）
 - 世帯状況が変わったとき（婚姻、離婚、祖父母との同居や別居など）

□ 不足書類の提出、申込内容の変更期限は、入所申込締切日と同じです

入所希望月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	令和8年 2月	令和8年 3月
締切日	4/7 (月)	5/7 (水)	6/5 (木)	7/7 (月)	8/5 (火)	9/5 (金)	10/6 (月)	11/5 (水)	12/5 (金)	令和8年 1/5 (月)	令和8年 1/5 (月)

- 提出された書類に不足や不備がある場合、入所選考時の優先度に影響が出るほか、入所決定後の保育料が最高額（7万円）になる場合があります。

□ 入所申込の「結果通知書」は、入所決定月の前月20日前後に届きます

初回の結果は、入所が決定した方 と 入所できなかった方 の両方に届きます。

□ 入所が決定した場合は、入所する施設へ電話をして入所手続きを進めてください

- 必ず保護者の方が施設へ電話をして、入所説明会の日程や持ち物などを確認してください。
- 入所を辞退する場合には保育課へ必ずご連絡ください。
※入所辞退後、新たに申し込みをした場合、令和7年度中は入所選考上の優先度が下がります。また、転所を辞退した場合、今まで利用していた施設を使い続けることもできません。
- 市外から転入する方は、入所前日までに郡山市に住民登録することが入所の条件となります。
- 育児休業取得者は、入所の翌月15日までの職場復帰が入所の条件となります。

□ 入所できなかった場合の「空き待ち希望」は、3月（年度末）まで有効です

- 入所申込書類で空き待ちを「希望する」にした場合、令和8年3月（令和7年度末）まで空き待ちが有効となります（入所辞退した場合を除く）。
- 空き待ち中の結果通知は、入所が決定した場合にだけ送付されます。

□ 令和8年4月からの入所申込みは、別途申込書類の提出が必要です

- 詳細は郡山市ウェブサイト内「子育てサイト」（10月頃）、広報こおりやま（10月号・11月号）等でご確認ください。

郡山市保育課【電話】024-924-3541

裏面もご確認ください

～育児休業取得中の方へ～

育児休業延長や育児休業給付金等にかかる手続きに関しては、勤務先またはハローワークへご確認ください。

空き待ち中に、入所できなかったことを証明する書類が必要になった場合には、保育課で「保留証明書」を発行しますので、証明書の申請をしてください。（発行手数料が250円かかります。）

保留証明書の申請は、保育課窓口またはオンラインで行うことができます。詳細については「郡山市子育てサイト」をご確認ください。

注意

- ・入所選考にかかっていない月の保留証明書の発行はできません。
- ・即日発行はできません。（作成には1～2週間程度かかります）



【郡山市子育てサイト】